

特定業務従事者の健康診断の対象者

・春期は5月1日時点、秋期は10月1日時点において下記の業務に常時従事している職員（年2回要受診）。

※勤務命令として下記業務を行っている職員に限ります。

※検査項目は、1回目は定期健康診断（本学初回健診時は雇入時の健康診断）同様の項目。2回目は定期健康診断とほぼ同様の項目（特別な項目はありません）。

特定業務 (安衛則第13条第1項第3号)		業務の詳細
1	深夜業務 深夜業を含む業務	<p>「深夜業を含む業務」の対象者は、業務の常態として、当直あるいはオンコール勤務時の呼び出しにより午後10時から午前5時までの間の業務に従事することが、1週間に1回以上又は月あたり4回以上ある方。</p> <p>※看護部は病院事業場から指定された職員のみ。</p>
2	低温寒冷業務 多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務	<p>・「低温物体を取扱う業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚にふれる又はふれるおそれのある業務をいう。</p> <p>・「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度摂氏-10°C以下の場所をいう。空気が流動する作業場では、気流1m/s当たり乾球温度摂氏-3°Cとして計算する。</p> <p>・冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部における業務がこれにあたる。</p>
3	放射線業務 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	<p>登録施設に登録しており、ガラスバッジを所持し、常時放射線を扱う業務。「その他の有害放射線」とは、紫外線、可視光線、赤外線等であり強烈なもの、及びラジウム以外の放射線物質、例えば、ウラニウム、トリウム等の放射能物質をいう。従ってこれにあたる業務は、ラジウム放射線、エックス線、紫外線等を用いる医療、検査の業務、可視光線を用いる映写室内の業務、金属土木溶解炉内の監視業務等である。</p> <p>※特殊健診ではないので、検査の省略はできません。</p> <p>常時従事している者：特定業務従事者健診+特殊健診</p> <p>時々従事する者：特殊健診のみ（検査省略可）</p>
4	粉じん業務 土石、獣毛等の塵埃または粉末を著しく飛散する場所における業務	<p>これにあたる場所とは、植物性（綿、糸、ぼろ、木炭等）、動物性（毛、骨粉等）、鉱物性（土石、金属等）の粉じんを、作業する場所の空気中1cm^3中に、粒子数1,000個以上又は1cm^3中15mg以上含む場所である。特に遊離珪石を50%以上含む粉じんについてはその作業する場所の空気1cm^3中に粒子数700個以上又は1m^3中10mg以上含む場所をいう。</p>
5	異常気圧下業務 異常気圧下における業務	<p>・「異常気圧下における業務」とは、高気圧下又は低気圧下における業務をいう。高気圧下における業務とは、高圧室内の業務や潜水服を着用してなす水中作業等をいい、海女の業務はこれにあたらぬ。</p> <p>・低気圧下における業務とは、海拔$3,000\text{m}$以上の高山等における業務等をいう。</p>

6	振動業務	さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	衝程 70mm 以下及び重量 2kg 以下の鋳打機はこれにあたらぬ。それ以外のさく岩、鋳打機等を使用する業務は全てこれにあたる。
7	重量物業務	重量物の取扱い等重激な業務	30kg 以上の重量物を労働時間の 30% 以上取扱う業務（人力により持ち上げ、運び、または下におろす作業）及び 20kg 以上の重量物を労働時間の 50% 以上取扱う業務、並びにこれに準ずる労働負荷が労働者にかかる業務がこれにあたる。
8	騒音業務	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	「強烈な騒音を発する場所」とは、作業場に 90dB 以上の騒音がある場所をいう。
9	酸・アルカリ業務	水銀、ヒ素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務。	
10	有害物ガス業務	鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	<p>・この場所とは、作業場の空気が列挙の物質のガス、蒸気又は粉じんを下記の限度以上含有する場所である。</p> <p>鉛=0.5mg/m³、水銀=0.1mg/m³、クロム=0.5mg/m³、砒素=1ppm、黄磷=2ppm、弗素=3ppm、塩素=1ppm、塩酸=10ppm、硝酸=40ppm、亜硫酸=10ppm、硫酸=5g/m³、一酸化炭素=100ppm、二硫化炭素=20ppm、青酸=20ppm、ベンゼン=100ppm、アニリン=7ppm</p> <p>・なお、「その他これに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、リン化水素、ヒ素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）、アンモニア、エチレンオキシド、ホルムアルデヒド、エーテル、酢酸アミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガスをいう。但し分量軽少で衛生上有害でない場合はこれを含まない。</p>
11	病原体汚染業務	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	伝染病発生地における防疫等の業務。
12	高温暑熱業務	多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務	<p>「高熱体を取り扱う業務」とは、溶融又は灼熱している鉱物、煮沸されている液体等摂氏 100 度以上のものを取り扱う業務をいう。</p> <p>「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が乾球温度摂氏 40 度、湿球温度摂氏 32.5 度、黒球寒暖計示度摂氏 50 度又は感覚温度摂氏 32.5 度以上の場所をいう。</p>

上記は、法改正や業務の実態等に応じ、適宜変更していく。